

三重の森林づくり 実施状況報告書

(令和3年度版)

令和4年9月

三 重 県

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 トピックス | 1 |
| I 「森林経営管理制度」等に基づく森林整備が進んでいます | 2 |
| II 「みえ林業総合支援機構」が発足しました | 3 |
| III 「みえ木材利用方針」を策定しました | 4 |
| IV 「みえ森林教育ステーション」認定制度を開始しました | 5 |
| V 森林管理道「波留相津線」が開通しました | 6 |
| | |
| 第2章 実施状況 | 7 |
| I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮 | 8 |
| 【基本施策1-（1）】「構造の豊かな森林」づくり | 10 |
| （1）持続可能な森林づくり | 10 |
| （2）公益的機能を重視した森林づくり | 10 |
| （3）多様な森林づくり | 10 |
| 【基本施策1-（2）】県民の命と暮らしを守る森林づくり | 11 |
| （1）災害に強い森林づくりの推進 | 11 |
| （2）森林の保全と保安林制度の推進 | 12 |
| （3）森林病害虫対策及び森林災害対策の着実な実施 | 12 |
| （4）野生鳥獣による被害の軽減 | 12 |
| 【基本施策1-（3）】森林づくりを推進する体制の強化 | 13 |
| （1）国・市町等と連携した森林管理の推進 | 13 |
| （2）森林資源データの整備と情報提供 | 14 |
| （3）森林の公有林化等による公的管理 | 14 |
| （4）森林の公益的機能発揮に向けての研究 | 14 |
| | |
| II 基本方針2 林業の持続的発展 | 16 |
| 【基本施策2-（1）】林業及び木材産業等の振興 | 18 |
| （1）森林施業の集約化の促進 | 18 |
| （2）多様な原木の安定供給体制の構築 | 18 |
| （3）林業・木材産業の競争力強化とスマート化 | 18 |
| （4）多様な収入源の創出 | 19 |
| （5）特用林産の振興 | 19 |

| | |
|---|----|
| (6) 効率的な林業生産活動のための研究..... | 19 |
| 【基本施策 2 - (2) 】森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり | 20 |
| (1) 林業の担い手の育成・確保..... | 20 |
| (2) 地域を担う多様な人づくり | 20 |
| (3) 林業事業体の育成と経営力の向上 | 21 |
| 【基本施策 2- (3) 】県産材の利用の促進..... | 21 |
| (1) 県産材の需要拡大 | 21 |
| (2) 信頼される県産材の供給の促進 | 22 |
| (3) 住宅建設における木材利用の促進 | 22 |
| (4) 中・大規模施設等の木材利用の促進..... | 22 |
| (5) 持続的な木質バイオマス利用の推進..... | 23 |
| (6) 新製品・新用途の研究・開発の促進..... | 23 |
| III 基本方針 3 森林文化及び森林環境教育の振興..... | 24 |
| 【基本施策 3- (1) 】森林文化の振興 | 25 |
| (1) 森林の文化的価値の保全及び活用 | 25 |
| (2) 森林文化の体験と交流の促進 | 25 |
| (3) 里山の整備及び保全の促進..... | 25 |
| (4) 森林文化の継承 | 26 |
| 【基本施策 3- (2) 】森林環境教育・木育の振興 | 26 |
| (1) 森林環境教育・木育に関わる「人づくり」 | 26 |
| (2) 森林環境教育・木育に関わる「場づくり」 | 26 |
| (3) 森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」 | 27 |
| IV 基本方針 4 森林づくりへの県民参画の推進..... | 28 |
| 【基本施策 4- (1) 】県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進 | 29 |
| (1) 森林づくり活動への県民参加の促進..... | 29 |
| (2) 緑化活動の促進 | 29 |
| 【基本施策 4- (2) 】木づかいの促進 | 30 |
| (1) 暮らしの中での木づかいの促進 | 30 |
| (2) 多様な主体との連携による木づかいの促進 | 30 |
| 【基本施策 4 - (3) 】三重のもりづくりの意識の醸成 | 31 |

| | |
|-------------------------------|----|
| (1) 三重のもりづくり月間の取組 | 31 |
| | |
| Ⅴ 重点プロジェクト | 32 |
| 1 緑の循環プロジェクト..... | 32 |
| 2 災害に強い森林づくりプロジェクト..... | 32 |
| 3 次世代型森林情報活用プロジェクト..... | 33 |
| 4 森林・林業を担う人づくりプロジェクト | 33 |
| 5 A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト..... | 34 |
| 6 森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト | 34 |
| | |
| 参考資料..... | 36 |
| I 三重の森林づくり条例..... | 37 |
| II 用語説明 | 41 |

第1章 トピックス

I 「森林経営管理制度」等に基づく森林整備が進んでいます

手入れ不足の人工林や境界・所有者不明森林の増加等への対応が必要となる中、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築し、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進することを目的として令和元年度に創設された「森林経営管理制度」の開始から3年が経過しました。

1 森林経営管理制度の概要

森林経営管理制度では、市町が森林所有者に対し、森林の経営管理に関する意向調査を行い、森林所有者から経営管理を市町に委ねたいとの要望があれば、経営管理権を市町に設定する集積計画を作成します。

また、集積計画の作成後は、林業経営に適した森林を「意欲と能力のある林業経営者」に再委託し(経営管理実施権配分計画の作成)、林業経営に適さない森林については、市町が自ら間伐等の施業を行い(市町村森林経営管理制度事業の実施)、適正な森林管理を推進していくこととされています。

2 県内の取組状況

(1) 市町の取組状況

県内では、私有林人工林を有する27市町のうち、令和3年度末までに20市町が森林所有者に対する意向調査を実施し、このうち8市町が集積計画を作成しました。

なかでも、津市、松阪市、亀山市、菰野町、多気町、大台町、大紀町の3市4町では、令和3年度末までに計183haの森林で市町村森林経営管理制度事業が実施され、津市においては、令和3年度に10haの森林を対象として、県内初となる経営管理実施権配分計画が作成されたところです。

また、地球温暖化防止や災害防止への関心の高まりから、より一層森林整備を推進することが求められる中、津市、松阪市、伊賀市、名張市、大紀町の4市1町では、協定に基づく間伐や小規模な森林整備に対する支援など、「森林環境譲与税」を活用した森林整備事業が実施され、これまで以上に未整備林の整備が促進されてきているところです。

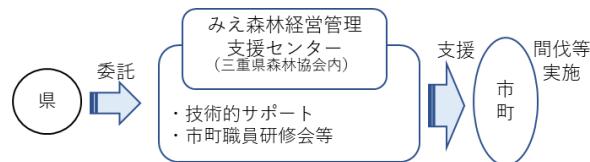


市町村森林経営管理制度事業が実施された森林（大紀町）

(2) 県の支援状況

県では、制度開始以来、森林経営管理制度等の円滑な実施に向けて、「みえ森林経営管理支援センター」の設置や、「みえ林政人材バンク制度」の創設、法律相談窓口の設置、「みえ森林・林業アカデミー」における市町職員講座の開催等に取り組んできました。

令和4年度からは、みえ森林経営管理支援センターのアドバイザーを昨年度に続きさらに1名増員して6名とするなど、市町からの要請に、より機動的に対応できるようこれまで以上に体制を拡充しているところです。



3 今後の取組

制度開始から4年目を迎える、市町ごとの進捗に差が生じつつあることから、今後は、それぞれの市町の取組段階や抱える課題に対応した、よりきめ細かな支援に取り組んでいくことが、さらに重要になってきています。

このため、市町との意見交換や情報交換を十分に行いながら、みえ森林経営管理支援センターと地域農林（水産）事務所との密接な連携のもと、市町ごとの進度に応じた支援内容をさらに充実させていきます。

II 「みえ林業総合支援機構」が発足しました

三重県内における林業従事者の就労環境を改善し、林業労働力の安定確保及び林業への新規就業を促進するとともに、総合的な林業人材・経営体育成支援を実施することを目的に設立された「みえ林業総合支援機構（以下、機構という）」が、令和4年4月から公益法人として本格的な業務を開始しました。

1 機構設立の経緯

本県の林業従事者数は、過去30年で4分の1程度まで減少しており、森林環境譲与税の導入により、森林整備の増加が予測される中、林業事業体では新規就業者の確保や、既就業者の定着率の向上が課題となっています。また、林業を取り巻く厳しい状況を打破していくため、みえ森林・林業アカデミーで学んだ新たな視点や経営感覚を現場で実践していくサポート体制の構築や、本県の林業を飛躍的に発展させる可能性を持つスマート林業の導入、森林空間等を活用した新たなビジネス展開などに対する支援体制を充実・強化していく必要があります。

こうした課題に対応していくため、林業・木材産業関係団体を中心に、第2次、第3次産業の知見も含む多様な主体の参画も得ながら、林業従事者・経営体の総合的なサポート体制を構築する目的で、令和3年8月に一般社団法人 みえ林業総合支援機構が設立されました。

2 機構の業務内容

機構は、林業労働力の確保や就労環境の改善とともに、林業従事者のスキルアップや新たなチャレンジへの支援、林業事業体等の育成強化を図ることを目的に、下記の事業を実施することとしています。

- (1) 新規就業者確保対策事業
- (2) 林業基金益金事業
- (3) 緑の雇用新規就業者育成推進事業
- (4) 林業従事者等支援事業
- (5) 林業経営コンサルティング事業
- (6) みえ森林・林業アカデミーフォローアップ事業

3 林業サポート体制の強化

県は機構に対して出資を行い、県の外郭団体に位置付けた上で、みえ森林・林業アカデミーとの緊密な連携のもと、職業選択を意識した森林教育や体系化された研修・講座を通じて就業希望者から既就業者まで一貫した人材育成と活動支援を行える体制を構築するとともに、一体的な学びの機会を提供することとしています。

また、このような体制を構築するにあたって、「公益財団法人 三重県農林水産支援センター」が所管していた林業関係事業及び林業従事者対策基金については機構に移管し、林業関係事業等は機構が一元的に実施することとなりました。



公益財団法人三重県農林水産支援センター内に
機構事務所を開設し、玄関にヒノキ製看板を設置

4 今後の取組

令和5年度には、県の林業研究所内に機構の事務所を移転し、みえ森林・林業アカデミーと同じ敷地内で業務を行うことで、林業従事者や経営体のサポート体制を集約化し、効果的なワンストップサービスを提供していく予定です。

今後も、機構は林業に特化した人材確保・育成機関として、組織体制や事業内容のさらなる充実を図っていきます。

III 「みえ木材利用方針」を策定しました

木材を使うことは、健康で快適な暮らしの実現に寄与するだけでなく、脱炭素社会の実現に通じ、将来にわたって私たちの生活を豊かにすることに貢献するものです。

県民一人一人が木材利用の意義を認識し、人生を豊かなものにしていくため、木材利用に関する必要な措置を講じるための指針として、「みえ木材利用方針」を策定しました（令和3年10月1日施行）。

1 策定の背景

県、市町が整備する公共建築物等における木材利用とともに、日常生活や事業活動においても積極的に木材利用に取り組み、さまざまな形で暮らしの中に木を取り入れることを推進する「三重の木づかい条例」が、令和3年4月1日に施行されました。

本条例には、木材利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、木材利用方針を定めることが規定されており、公共建築物の木材利用を推進するために平成22年に策定した「みえ公共建築物等木材利用方針」に、本条例に定められた項目を追加し、新たに「みえ木材利用方針」として策定しました。

なお、木を使うことは、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業・木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資することから、当方針では、県産材を最も優先して利用するものとしています。

2 方針の概要

(1) 木材利用を推進する分野

公共建築物に加え、事業者の社屋や店舗、個人住宅等の民間の建築物や公共土木施設、机や椅子、書棚等の備品、文具等の消耗品など、建築物以外の分野でも木材利用を推進します。

また、木材の利用拡大のための研究及びその成果、技術等の普及、人材の育成及び確保、県産材の魅力向上及び国内外への販路拡大にも取り組みます。

(2) 木材利用の推進に関する目標

県は率先して木材利用に取り組むこととし、県が整備する公共建築物について定量的な木材利用の目標とともに、民間における木材利用の目標を定めています。

①県が整備する公共建築物の目標

・低層の木造化施設率：100%

・木質化施設率：100%

②民間における目標

・新たに木づかいに取り組む事業者数
：80者（令和10年度）

(3) 取組結果の公表

県が整備する公共建築物における木材利用の目標の達成に向けた取組内容とその達成状況、その他当方針に基づく施策の実施状況を毎年1回取りまとめ、議会に報告するとともに、公表を行います。

(4) 推進体制

木材利用の推進に関する取組を効果的に実施するため、県の部局等の枠を超えた推進体制として「三重県県産材利用推進本部」を位置付けます。また、関係主体との協議の場として、森林・林業・木材産業関係団体、建築関係団体等で組織する「三重県木材利用推進連絡会」を設置します。



三重県木材利用推進連絡会

3 今後の取組

今後は、当方針に基づき、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、建築物や日常生活・事業活動など、幅広い分野で県民の木づかいの気運が醸成されるよう、取組を進めてまいります。

IV 「みえ森林教育ステーション」認定制度を開始しました

県では、森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会の実現に向け、森林や木、木材の魅力に触れることができ、森林教育に気軽にアクセスしていただける施設を「みえ森林教育ステーション」として認定する制度を令和3年度から開始しました。

1 「みえ森林教育ステーション」認定制度

みえ森林教育ステーションは、県内に所在し、県産材を使った木製の遊具や玩具、森林や木に関する絵本や書籍を常設し、職員が意欲的に森林教育活動を展開するなどの要件を満たす施設を対象に認定しています。

【認定要件】

- ・県産材を使った遊具又は玩具を常設していること
- ・森林や木材に関する書籍や絵本について、未就学児から小学生までを対象に各年代に対応した書籍を10冊以上常設していること
- ・主に未就学児や児童、保護者等の複数名が日常的に利用できる森林教育空間が確保されていること
- ・森林教育空間の広さは、おおむね 4 m^2 以上あり、木製の床であること
- ・常設の職員を設置し、森林教育活動を積極的に展開する意欲があること

2 令和3年度の認定・整備状況

(1) 「三重県民の森」の整備

令和2年8月から令和3年6月にかけて、「三重県民の森」の自然学習展示館をみえ森林教育ステーションとして改修し、三重県産のスギ・ヒノキを使用した木質空間と、木製複合遊具を整備しました。

令和3年11月20日に開催された「森に集まれ！みえ森フェスタ2021」では、当該施設のオープニングセレモニーと内覧会が行われ、イベントに参加した子どもたちが、時間いっぱいまで途切れることなく楽しそうに遊んでいました。



ステーションで遊ぶ子どもたち（三重県民の森）

(2) 市町施設の認定状況

令和3年度は、津市、名張市、南伊勢町、熊野市、御浜町に所在する子育て支援センターなど、6施設をみえ森林教育ステーションとして認定し、各地域の木材で製作した木製の認定証を交付しました。

認定に際しては、6施設とも、認定施設の整備促進に向けて県が実施しているみえ森林教育ステーション整備支援事業を活用して、木製の遊具や玩具、絵本などの整備を行っていただきました。



名張市の認定施設



木製の認定証

3 今後の展開について

みえ森林教育ステーションについては、令和5年度までに29施設の設置を目標としており、より一層の制度の普及や周知を行う必要があります。

このため、林業普及指導員による各市町の子育て関連部門への働きかけや、認定を受けた施設の事例の紹介等を行うとともに、普及の対象を民間事業者にも拡大しながら、みえ森林教育ステーションの整備を加速化していきます。

V 森林管理道「波留相津線」が開通しました

1 はじめに

松阪市飯南町で開設工事を進めていました森林管理道「波留相津線」が、令和3年12月に開通しました。

2 森林管理道波留相津線の概要

波留相津線は、松阪市飯南町向粥見地内の波留地区と相津地区を連絡する、全幅員4.0m、総延長5,877mの森林管理道です。

三重県が松阪市（旧飯南町）に代わって工事を行う県営林道として平成10年度から工事を進めてきました。



2 完成までの経緯

当地域は、古くから優良材生産が行われており、本線は沿線にある約200haの森林資源を活用するための骨格的な林道として、森林施業の効率化と生産性の向上に寄与するとともに、森林整備の推進による森林の公益的機能の十分な発揮を目的として計画されました。

工事は平成10年度に波留側から開始され、平成12年度からは相津側の工区も始まり、以後は2工区体制で工事が進められました。

この地域は中央構造線の南側に位置し、岩盤の種類が三波川変成岩類の泥質片岩です。

この岩盤は層状で、打撃が加えられると薄く板状に剥がれる性質があり、風化作用も進んでいることから、表層崩壊が起きやすい箇所が各所にみられました。このことから、切取法面や構造物を作るための床掘時の斜面崩

壊対策に頭を悩ますことが多く、非常に難しい現場が多い工事でした。



切取法面保護対策の状況

3 おわりに

本線の開通で、機械化等により森林施業や木材搬出が効率化され、林業の振興が図られることが期待されます。

また、波留地区と相津地区を連絡する線形であることから、台風や豪雨被害の激甚化が進む昨今、災害発生時の迂回路としての役割も期待できるものと考えます。

本林道は、県営林道として24年間にわたり数多くの方々のご協力を賜ることで無事開通することができました。全ての関係者の皆様に改めてお礼申し上げます。



令和3年12月に開通しました！

第2章 実施状況

I 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標の達成状況】

| 指標 | 令和3年度目標 (2021年度) | 令和3年度実績 (2021年度) | 令和10年度目標 (2028年度) |
|-------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 公益的機能増進 森林整備面積(累計) | 5, 850ha | 5, 258ha | 30,300ha |
| 山地災害危険地区 整備着手地区数(累計) | 2, 219地区 | 2, 228地区 | 2, 359地区 |
| 新植地の被害率(獣害) | - | 6. 2% | 0% |
| 森林境界明確化面積(累計) | 32, 000ha | 29, 962ha | 60, 000ha |

【令和3年度評価】

(1) 公益的機能増進森林整備面積

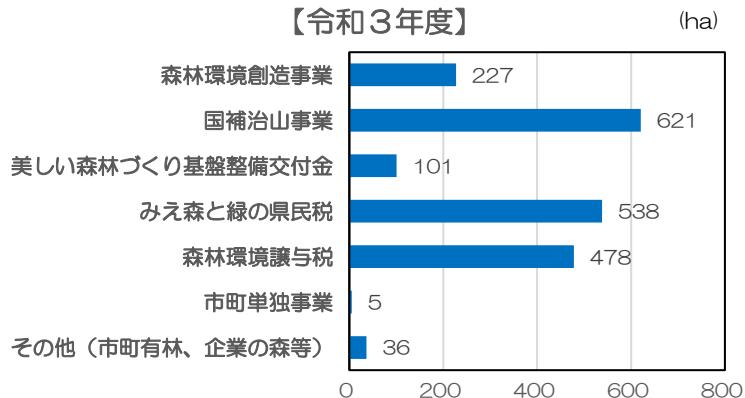
令和3年度は、森林環境創造事業、治山事業、「みえ森と緑の県民税」及び「森林環境譲与税」を活用した事業等により、公益的機能の増進を目的とした森林整備を2,007haの森林で実施しました。この結果、公益的機能増進森林整備面積の令和3年度実績(累計)は5,258haとなり、同年度目標値である5,850haには達しませんでした。

なお、みえ森と緑の県民税や森林環境譲与税を活用した森林整備面積が増加したこと等から、単年度実績としては、前年度と比較して308ha増加しました。

森林環境譲与税・森林経営管理制度の開始から4年目を迎えて、多くの市町が森林所有者に対する意向調査や経営管理権集積計画の作成等に取り組んでいるところであり、今後は、森林整備をさらに本格化させていくよう、市町の取組段階に応じたきめ細かな支援を進めていくことが必要です。

このため、市町との意見交換や情報交換を十分に行いながら、みえ森林経営管理支援センターと地域農林(水産)事務所との密接な連携のもと、森林環境譲与税を活用した事業の提案等、市町ごとの進度に応じて支援内容をさらに充実させていきま

指標：公益的機能増進森林整備面積



す。

また、みえ森林・林業アカデミーにおいて、森林環境譲与税を活用した施策の立案をサポートする市町職員講座を開催するなど、市町の実施体制の充実に取り組んでいきます。

（2）山地災害危険地区整備着手地区数

山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を「山地災害危険地区」として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しており、令和3年度末現在、山腹崩壊危険地区2,072地区、地すべり危険地区13地区、崩壊土砂流出危険地区2,065地区の計4,150地区が指定されています。

令和3年度においては、新たに20地区において治山ダム等の整備に着手したところであり、令和3年度末現在の着手数は2,228地区、令和10年度目標値に対する着手率は、94.4%となっています。

今後も引き続き、山地災害等から県民の生命・財産を守るため、治山事業等により必要な施設や森林の整備を進めていきます。

（3）新植地の被害率

みえ森と緑の県民税を活用した森林再生力強化対策事業の実施箇所について調査した結果、令和3年度末の獣害による被害率は、6.2%でした。

シカによる植栽地の食害は、森林所有者の経営意欲に大きく影響することから、令和10年度における目標値（被害率0%）の達成に向け、引き続き防護柵の設置等、植栽地の防除対策を支援するとともに、林業研究所において、効果的な捕獲技術に関する検証を進めています。

（4）森林境界明確化面積

森林環境譲与税の活用等により、各市町において森林整備等を行うにあたって必須となる森林境界の明確化が進められた結果、令和3年度末時点での森林境界明確化面積（累計）は、前年度から1,562ha増加して29,962haとなりました。

令和3年度目標値（32,000ha）に対する達成率は93.6%となっており、令和10年度における目標値（60,000ha）の達成に向けて、森林整備地域活動支援交付金を活用した取組の推進に加え、森林経営管理制度・森林環境譲与税の活用による明確化がこれまで以上に進むよう、市町の取組を支援していきます。

I 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

【基本施策 1 - (1)】

「構造の豊かな森林」づくり

森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備を進めるとともに、広葉樹の森づくりや里山の整備等、多様な森林づくりを進めます。

(1) 持続可能な森林づくり

「木を植え、育て、収穫し、また植える」という緑の循環のサイクルを確実なものとするため、森林資源の有効利用を図りながら適正な森林整備を進めるとともに、植栽本数の見直し等を行うほか、新たな技術を普及して森林・林業経営のトータルコストの削減を進めます。

【令和3年度の取組】

持続可能な森林づくりに向けて、令和3年度は、生産林において、国補造林事業により、間伐742ha、植栽41ha、下刈160ha、枝打ち13ha等、また県単造林事業により、間伐191ha、下刈4ha等を実施しました。このほか、主に、治山事業で336ha、林業・木材産業成長産業化促進対策事業等の非公共事業で259ha、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備事業等で134haの間伐を実施しており、これに「森林整備センター」が実施した間伐1,006haなどを合わせて、生産林全体では、計2,991haの間伐を実施しました。



皆伐地に植栽されたスギの苗木

(2) 公益的機能を重視した森林づくり

公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、針広混交林化等により、樹種や林種が異なり、高木から低木まで階層構造が多様で、若齢林から老齢林まで林分構造が違うなど、多様な森林を育成し、水源かん養や生物多様性等の機能が高度に継続して発揮される森林づくりを進めます。

【令和3年度の取組】

令和3年度は、森林環境創造事業により、環境林における間伐236haを実施しました。このほか、主に、治山事業で285ha、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備事業で86ha、森林環境譲与税を活用した市町単独事業で449haの間伐を実施し、環境林全体の間伐面積は計1,495haとなりました。

なお、令和3年度における生産林と環境林を合わせた、植栽や下刈、間伐等の合計森林整備面積は5,018haとなりました。

(3) 多様な森林づくり

木質バイオマス用途や特用林産物の生産に有用な広葉樹林の造成等、目的に応じた多様な生産林の整備を進めるほか、地域の実情に応じて地域固有の広葉樹林や貴重な景観等を形成する森林づくりを進めます。

【令和3年度の取組】

林業研究所では、多様な森林づくりを進めるため、早生樹であるコウヨウザンを県内で造林するための研究を開始しました。

県内に2か所の植栽試験地を設定し、従来樹種との比較を行うとともに、環境要因や苗木の特性が成長に与える影響について調査しました。

また、質の良いコウヨウザンコンテナ苗の生産方法の開発にも取り組みました。



試験地に植栽されたコウヨウザンの苗木

【基本施策 1－（2）】

県民の命と暮らしを守る森林づくり

近年頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るために、「災害に強い森林づくり」や保安林制度、「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づく森林の適切な管理を進めるとともに、ニホンジカ等の野生鳥獣による獣害対策、森林病害虫対策や林野火災の防止に向けた取組を進めます。

（1）災害に強い森林づくりの推進

山地災害の復旧や未然防止、良質な水の安定供給につながる水源地域の森林整備等、県民生活の安心・安全を確保するための森林や治山施設の整備などを進めます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、流木となるおそれのある渓流沿いの森林整備や治山施設等に異常に堆積した土砂や流木の撤去等を行います。

【令和3年度の取組】

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を山地災害危険地区として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しました。

令和3年度末現在、山腹崩壊危険地区は2,072地区、地すべり危険地区は13地区、崩壊土砂流出危険地区は2,065地区となっており、これらの山地災害危険地区における治山事業の着手率は53.7%となりました。

令和3年度の主な取組として、山地災害

が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃渓流を復旧整備し、災害の防止軽減を図る治山事業を実施するとともに、機能が低位な保安林を対象とし、その健全な成長を促進させるための本数調整伐（間伐）621haを実施しました。

また、みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくり推進事業では、災害緩衝林整備事業として、12市町、30箇所において、流木となるおそれのある危険木3,260m³の除去と、渓流沿いの山腹で、流木や土砂の流出を抑止するための調整伐130haを実施しました。

さらに、土砂・立木緊急除去事業では、5市町、6箇所において、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設等に異常に堆積して流出するおそれのある土砂8,690m³と、118m³の流木の除去を行いました。

市町においても、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、亀山市等、16市町が人家裏や通学路沿いの危険木の除去に取り組むとともに、流域防災機能強化対策事業により、13市町において、流域の防災機能の強化を図るための調整伐387haが実施されました。

また、令和2年度から新たに、台風等の倒木被害により電線等のライフラインを寸断するおそれのある危険木の事前伐採に取り組んでおり、令和3年度は、松阪市等、10市町において2,911本の危険木が事前伐採されました。



電線近くの危険木の事前伐採（松阪市）

(2) 森林の保全と保安林制度の推進

森林の有する公益的機能の維持や自然環境との調和に配慮した、適正な土地利用を確保するため、林地開発許可制度の適正な運用に努めるとともに、水源のかん養や山地災害の防止等、重要な機能を有する森林を適切に維持・管理していくため、保安林の計画的な指定や整備の推進等、保安林制度の適正な運用に努めます。

また、三重県水源地域の保全に関する条例に基づき、水源地域内の土地取引の事前届出制度等の的確な運用と、水源地域の森林整備や特定水源地域の保安林への指定を推進します。

【令和3年度の取組】

令和3年度は、県内の保安林指定面積が177ha増加し、令和3年度末現在、県内の森林面積の約34%にあたる126,416haの森林が保安林に指定されています。

また、林地開発については、令和3年度に5件、20haの申請を許可しています。

＜三重県における保安林の指定状況＞

| 区分 | 面積(ha) | 比率 |
|--------|---------|--------|
| 水源かん養 | 80,834 | 59.0% |
| 土砂流出防備 | 43,041 | 31.4% |
| 土砂崩壊防備 | 177 | 0.1% |
| 防風 | 172 | 0.1% |
| 潮害防備 | 6 | 0% |
| 干害防備 | 20 | 0% |
| 防火 | 13 | 0% |
| 魚つき | 637 | 0.5% |
| 落石防止 | 25 | 0% |
| 航行目標 | 6 | 0% |
| 保健 | ※11,932 | 8.7% |
| 風致 | 79 | 0.1% |
| 計 | 126,416 | 100.0% |

※重複指定があるため計は一致しない。

水源地域内の土地取引の事前届出制度については、条例が目的とする水源のかん養機能の維持増進とあわせて周知することに

より、届出の必要性を理解していただくよう努めました。なお、令和3年度の条例に基づく届出件数は126件でした。

(3) 森林病害虫対策及び森林災害対策の着実な実施

松くい虫による「保全すべき松林」への被害拡大の防止や、カシノナガキクイムシによるナラ枯れの拡大を防止するため、被害状況の把握や対策方法等の情報収集に努め、効果的な被害対策が実施されるよう市町に対して指導及び情報提供を行います。

また、林野火災予防の普及を行うとともに、森林保険への加入を促進します。

【令和3年度の取組】

令和3年度は、松くい虫防除対策として薬剤散布による予防措置21ha、被害木を伐倒処理する駆除措置49m³を実施しました。

＜松くい虫による被害状況＞

| 区分 | 面積(ha) | 材積(m3) |
|--------|--------|--------|
| 平成28年度 | 654 | 2,218 |
| 平成29年度 | 607 | 2,059 |
| 平成30年度 | 713 | 2,123 |
| 令和元年度 | 256 | 780 |
| 令和2年度 | 220 | 296 |
| 令和3年度 | 216 | 262 |

さらに、近年、カシノナガキクイムシによる広葉樹の枯損等の被害が発生していることから、県内の被害状況を継続して調査しました。

また、山火事予防運動の一環としてポスター掲示等を行い、林野火災予防の啓発を行いました。

(4) 野生鳥獣による被害の軽減

ニホンジカ等による森林への被害の軽減を図るために、必要な防護対策を実施するとともに、森林管理署や市町、森林組合等との連携による地域一体となったニホンジカ等の効果的な捕獲を進めるとともに、

I C Tを活用した新たな捕獲技術を普及し、捕獲を促進します。

【令和3年度の取組】

令和3年度の野生鳥獣による林業被害額は1億1,054万円で、そのほとんどがニホンジカによるスギ・ヒノキへの食害、剥皮被害でした。

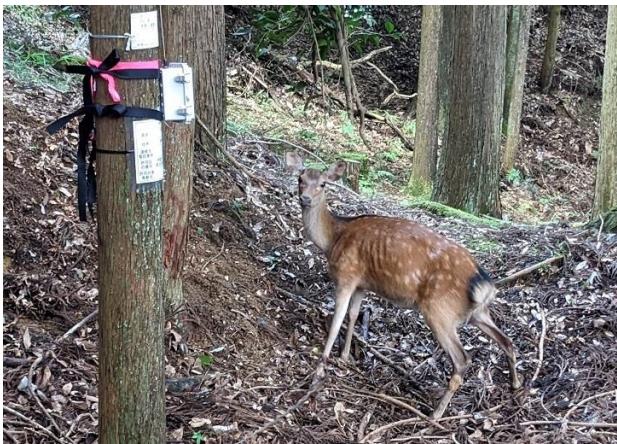
このため、植林地への防除対策として、防護柵やチューブ等の設置を支援しており、令和3年度は、造林事業により、防護柵約19kmを設置しました。

また、ニホンジカによる農林業被害と生態系への影響の軽減を図るため、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づき、平成24年度から、ニホンジカの狩猟期間における捕獲頭数等の制限緩和を実施して捕獲圧を上げています。

なお、令和3年度の狩猟登録者数は、3,055人となりました。

林業研究所では、三重県内のニホンジカの生息密度が比較的高い集落をモデル地区として設定し、シカ捕獲の実証試験を実施しています。このモデル地区では、農地周辺においてI C Tを活用した囲い罠により集中捕獲を行うとともに、農地後背山林でくくり罠を用いた捕獲を行う「農林併行捕獲」が実施されており、捕獲の強度によってニホンジカの出現頻度がどのように変化するのかを調べています。また、くくり罠を用いて効率的にニホンジカを捕獲する方法についても検討しています。

さらに、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した森林再生力強化対策事業により、



くくり罠で捕獲したニホンジカ（メス）

新植地における獣害防止施設の設置を支援しました。

【基本施策1－（3）】

森林づくりを推進する体制の強化

適切な森林管理を推進するため、市町と連携し、森林計画制度の適正な運営を図ります。また、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林G I S等による正確な森林情報（所有者、森林境界、資源内容、施業履歴等）の把握と活用を進めるとともに、公益的機能の発揮が強く求められる森林においては森林の公的な管理を進めます。

さらに、森林環境譲与税の導入や森林経営管理法の施行を受け、今後、森林・林業行政における市町の役割がますます重要となることから、これらの新たな動きに円滑に対応できるよう市町をサポートします。

（1）国・市町等と連携した森林管理の推進

県内4流域の地域森林計画、及び市町村森林整備計画に即して、造林・伐採等が実施されるよう、森林計画制度の適正な運用に努めます。

また、市町が森林環境譲与税を活用した新たな森林管理システムを円滑に実施し、着実に森林整備を進めていくよう、地域の実情に応じたきめ細かな協力・支援に努めます。

【令和3年度の取組】

令和3年度は、伊賀森林計画区において地域森林計画を樹立するとともに、令和4年度の尾鷲熊野森林計画区における地域森林計画の樹立に向けて準備を進めました。

また、森林経営管理制度に基づき、市町が行う森林整備事業の推進を支援するため、令和元年度から、みえ森林経営管理支援センターに、森林整備に必要な知識と技術を備えたアドバイザーを配置して、市町担当者向けの研修会の開催や相談対応、巡回指導等を行っています。この結果、令和3年度末までに20市町が森林所有者に対する意

向調査を実施し、このうち8市町が経営管理権集積計画を作成、さらにこのうち7市町が市町村森林經營管理事業を実施しました。



みえ森林經營管理支援センターによる支援（森林の現況調査）

（2）森林資源データの整備と情報提供

市町が森林整備や境界明確化等をより効果的に進めることができるように、航空レーザ測量により取得した情報や解析データ等の詳細な森林資源情報、精度の高い3次元地形データを森林クラウドで共有するなど、市町の森林管理を支援していきます。

【令和3年度の取組】

令和3年度は、松阪市、南伊勢町、紀北町で新たに約638km²の航空レーザ測量を実施し、これまでに12市町で、詳細な森林資源や地形等の森林情報を約1,392km²整備しました。

また、市町や林業事業体が詳細な森林資源情報や精度の高い地形データを活用して施業が実施できるよう、活用方法に関する研修等を実施しました。

（3）森林の公有林化等による公的管理

特定水源地域等の公益的機能の重要な森林のうち、森林所有者による適切な整備が見込めない森林については、森林管理の協定による経営の受託や市町による公有林化等、公的な管理を促進します。

県行造林地の適切な森林整備を進めるとともに、伐期を迎えた箇所の計画的な伐採と、伐採後の的確な更新を図ります。

【令和3年度の取組】

令和3年度は、森林環境譲与税を活用して、森林所有者による適切な整備が実施されておらず、早期に整備を行う必要がある森林について、市町と森林所有者等が協定を結んで行う森林整備が3市町において実施されました。

また、国津県行造林において間伐木の売払いを実施しました（売払い面積4.67ha）。



協定に基づく森林整備後の森林（伊賀市）

（4）森林の公益的機能発揮に向けての研究

森林整備による土砂流出や流木発生の抑制効果を検証するため、県内各地で実証研究を進めます。

【令和3年度の取組】

みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくり推進事業の事業効果検証のため、令和元年度より以下の調査を実施しています。

- ① 山腹部における調整伐後の斜面安定効果を検証するための樹木根系による斜面安定効果調査
- ② 山腹部、溪岸部における調整伐の成長促進効果等を検証するためのドローンを用いた森林モニタリング調査
- ③ 溪流部における危険木除去による流木発生抑制効果を検証するための整備森林における危険木発生状況調査

このうち、令和3年度は、スギ、ヒノキ根

の引き抜き試験と根系分布調査による崩壊抵抗力の調査、土砂移動量調査、調整伐後のドローン空撮とドローンによる森林モニタリング技術の開発に取り組みました。

また、過去に危険木除去を行った渓流部の現況調査、渓流部において危険木の発生・流失をモニタリングするための固定試験地における追跡調査等を行いました。



土砂移動量の調査（調整伐後6年目）

II 基本方針2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

【数値目標の達成状況】

| 指標 | 令和3年度目標 (2021年度) | 令和3年度実績 (2021年度) | 令和10年度目標 (2028年度) |
|--------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 県産材素材生産量 | 405千m ³ | 398千m ³ | 430千m ³ |
| 林業人材育成人数(累計) | 190人 | 197人 | 645人 |
| 製材・合板需要の県産材率 | 48.0% | 51.3% | 60.0% |

【令和3年度評価】

(1) 県産材素材生産量

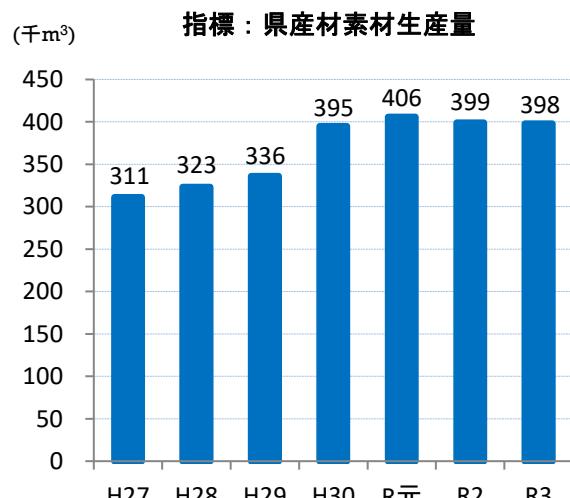
令和3年度は、利用期を迎えた森林資源の循環利用を図るため、低密度植栽や一貫作業による低コスト造林の促進、路網整備や高性能林業機械の導入への支援等による搬出間伐の促進に取り組みましたが、素材生産量は前年度とほぼ同等の398千m³となり、目標の405千m³を達成することはできませんでした。

木材の用途別の生産量では、世界的な木材需給のひっ迫による木材価格の高騰、いわゆるウッドショックにより県内においても外国産材の代替需要が発生した結果、建築用材となる製材用は189千m³（対前年比113%）に増加しました。

また、県内大型合板工場への県産材の供給に取り組んだ結果、合板用は81千m³（対前年比129%）と前年に引き続き増加しましたが、建築用材としての需要が高まったことにより、バイオマス燃料用等については減少しました。

今後は、川下からのニーズの多様化や需要の増加にも的確に対応できるよう、川上から川下までの関係事業者と連携したサプライチェーンのネットワーク化を進めるとともに、連携体制のさらなる充実を図ります。

また川上側では、林業生産コストを低減するため、低密度植栽の普及などによる低コスト造林を推進するとともに、ICTを活用した林業作業の省力化、効率化など、林業のスマート化への支援に取り組んでいきます。



(2) 林業人材育成人数

みえ森林・林業アカデミーにおいて実施したディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本3コース、林業体験講座、市町職員を対象とした市町職員講座のほか、従来から行っている自伐型林業活動の促進等により、58人の林業人材を育成しました。

今後も引き続き、新たな視点や多様な経営感覚を備えた人材を確保・育成していくため、みえ森林・林業アカデミーのカリキュラムのブラッシュアップを図るとともに、充実した教育環境を実現するための拠点整備や、子どもから大人までを対象とした人材育成を進めています。

(3) 製材・合板需要の県産材率

県内の製材工場に対して県産材の取扱割合を増加させるよう促すとともに、大型合板工場に安定的に県産材を供給できるよう取り組んだ結果、製材・合板需要の県産材率は、前年度とほぼ同等の51.3%となりました。

今後も製材工場の県産原木の取扱割合を増加させるよう取組を進めるとともに、合板についても、地域の需給調整会議において情報共有を行うなど、さらなる原木の安定供給体制の整備に向けた取組を進めています。

II 基本方針2 林業の持続的発展

【基本施策2－（1）】

林業及び木材産業等の振興

利用期を迎えた森林資源を活用し、林業及び木材産業等を活性化するため、循環型林業の実現に向けた取組を進めるほか、施業の集約化や基盤整備等による生産性の向上、原木の安定供給体制の構築、林業・木材産業の競争力強化を図ります。

（1）森林施業の集約化の促進

森林施業プランナー等による森林所有者への働きかけや、森林経営管理制度に基づく、意欲と能力のある林業経営者への再委託等により、施業の集約化を進めるとともに、森林経営計画の作成を促進します。

また、森林所有者や森林境界の明確化、施業履歴等のデータ集積による、精度の高い森林資源情報を活用した森林施業の集約化を促進します。

【令和3年度の取組】

森林経営計画制度のさらなる普及・定着を図るとともに、期間が満了する計画の更新を促進するため、林業普及指導員が主体となり、森林所有者等の計画作成を支援した結果、令和3年度末時点での森林経営計画作成面積は45,360haとなりました。

また、林業経営の集積・集約化の受け皿として、新たに2事業者を意欲と能力のある林業経営者に選定・公表しました。

（2）多様な原木の安定供給体制の構築

製材、合板、木質バイオマス燃料等さまざまな需要に応じた多様な原木を安定的・効率的に供給するため、木材の需給情報の共有を進めるとともに、地域の実情に応じた安定供給体制の構築を図ります。

また、中間土場、山土場等を活用した原木の需要先への直送など、商流と物流の分離等による原木流通の効率化や低コスト化を図ります。

【令和3年度の取組】

多様な原木の安定供給を図るため、搬出間伐や一貫作業システム等の低コスト造林による主伐を促進するとともに、森林作業道等の基盤整備に対して支援を行いました。

また、県内5か所の木質バイオマス発電所や大型合板工場に対して原木（B材・C材）を安定的に供給するため、搬出間伐や路網整備を支援しました。

（3）林業・木材産業の競争力強化とスマート化

素材生産の低コスト化に向け、高性能林業機械の導入を促進するとともに、基盤となる林道、林業専用道、森林作業道等の路網をそれぞれの役割に応じて効果的に整備することで、地域の実情に応じた効率的な作業システムの構築を図ります。

また、航空レーザ測量等による精緻な森林資源情報の把握や、原木流通システムのICT化を進めることで林業のスマート化を図ります。

【令和3年度の取組】

令和3年度は林道事業により、林道開設10路線14工区、林道改良4箇所の整備を実施しました。

また、令和3年台風14号等により被災した林道施設の復旧を支援しました。



林道開設 三峰局ヶ岳線（松阪市）

さらに、造林事業等により、森林作業道71,422mを開設するとともに、高性能林業機械のリース1件に対して支援をすることで、搬出コストの低減を促進しました。

加えて、林業・木材産業のスマート化の実現に向けて、松阪市、大紀町、南伊勢町、紀北町において、約638km²の航空レーザ測量を実施したほか、低消費電力かつ長距離通信技術であるLPWAN通信環境を構築したモデル地区を2地区設定し、当該地区において労働安全性や生産性の向上に向けたスマート技術の導入に取り組む2事業者を支援しました。

(4) 多様な収入源の創出

林業だけでなく、農業や観光業、自然体験等さまざまな業種を複合的に組み合わせた中山間地域の所得向上と定住促進を図ります。

また、森林から生み出される資源を新たな視点で有効に活用した新商品の開発等を促進します。

【令和3年度の取組】

みえ森林・林業アカデミーにおいて、自らプロジェクトを企画し実践するディレクター育成コース2年次の受講生が、地域の県産木材を活用したプロジェクトを企画・実践しました。

このプロジェクトの令和3年度の主な取組として、親子で一緒に木に触れ合える機会を創り出すため、県産材を使った乳幼児向けの木製玩具を試作しました。



受講生による試作品

(5) 特用林産の振興

安全・安心な特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進します。

また、きのこ生産者に対して生産性向上のための技術指導を行うとともに、消費者に対しては安全・安心なきのこ等の情報提供を行います。

【令和3年度の取組】

令和3年度は、安全・安心な県産きのこの普及を図るため、移動林業研究所等のイベントを通して「みえの安心食材表示制度」の紹介や県産きのこのPRを行いました。

また、林業研究所では、食嗜好の変化や健康に対する意識の高まりに対応するため、おいしく、機能性食品素材としても活用が期待されるササクレヒヨタケ、ハナビラタケについて、安定栽培技術の開発に取り組みました。



ハナビラタケ安定生産技術の開発

(6) 効率的な林業生産活動のための研究

育林コストを下げるため、初期成長がよいとされるスギ・ヒノキ特定母樹を用いたコンテナ苗等の育苗技術や、早生樹の育林技術の確立に取り組みます。

また、安全で効率的な木材生産を行うための森林作業道の作設技術や、林業機械を使用した作業システムの開発に取り組みます。

【令和3年度の取組】

林業研究所では、素材生産作業の生産性

向上を目的に、作業日報を活用した工程管理支援ツールの開発に取り組んでいます。

令和3年度は、県内の認定林業事業体における作業日報活用実態を調査し、作業日報を手書きする事業体が多く、現場別損益や労務の管理等経理業務に利用するための集計や分析の頻度は、1か月毎や事業終了後が主流であるとの結果が得られました。加えて、県内の認定林業事業体は、現場や機械毎の生産性の把握、作業改善の資料として、作業日報の利用に関心があることが確認できました。

このため、協力事業体に作業日報データの電子化及び集計分析の支援ツールを試供して、工程管理の省力化や対象作業の拡張などを検証しています。

【基本施策2－（2）】 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

将来にわたり森林の公益的機能が高度に発揮されるよう森林を管理・育成するとともに持続的な林業経営を行うため、森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った担い手の育成や新たな担い手の確保に取り組みます。

また、地域を担う経営意欲の高い林業事業体の育成や地域振興の視点を持った人づくりを進めます。

（1）林業の担い手の育成・確保

林業の新規就業者を確保するため、県内高校生や都市部の既就業者等の就業希望者等に対して林業への就業等に関する情報提供や相談会等を開催するとともに、就業体験や技術研修を行います。

また、みえ森林・林業アカデミーでは、新たな視点や多様な経営感覚及び科学的な知見を備える人材を育成するため、職場における役割や生涯を通じたキャリアデザインに対応する充実したカリキュラムを実施していきます。

【令和3年度の取組】

林業の新規就業者の確保を図るため、首

都圏での就業・就職フェア等において、林業就業希望者に対して相談対応を行ったほか、高校生への林業職場体験研修（3校）を実施しました。

＜新規林業就業者数の推移＞

| 年度 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|----|-----|-----|----|----|----|
| 人数 | 36 | 38 | 37 | 31 | 36 |

また、みえ森林・林業アカデミーにおいて、各種講座を開催したところ、ディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本3コースには、県内外から新たに23名が参加したほか、人家裏等の危険木を安全に伐採するための高度な技術を習得する「特殊伐採講座」等の選択講座には、延べ181名の参加がありました。



プレイヤー育成コースにおける講座（伐倒技術）

（2）地域を担う多様な人づくり

林業は中山間地域の仕事の場の創出や定住促進等、地域を活性化するために欠かすことができない産業であることから、中山間地域の振興の視点を持った林業人材の育成を図ります。

また、障がい者が多様な担い手として活躍できるよう苗木生産や木工分野等において福祉事業所との連携等に取り組みます。

【令和3年度の取組】

令和3年度は、みえ森林・林業アカデミーのディレクター育成コースにおいて、1年目の受講生7名が森林・林業・木材産業の先進事例をはじめ、経営や安全、環境、地域

経済の活性化等の幅広い分野について学びました。一方、2年目を迎えた受講生7名は、地域や組織の課題解決や商品開発、新たなビジネス創出の仕組みづくり等のプロジェクトの企画に取り組みました。

また、障がい者が担い手として活躍できるよう令和2年度から始まった苗木生産分野でのヒノキチューブ苗の土詰め作業における作業環境の改善に関する取組2件に対して支援するとともに、新たに、林業事業体と福祉事業所のヒノキの葉の加工品（お香）の作成に関する取組3件に対して支援を行いました。

（3）林業事業体の育成と経営力の向上

地域林業の中核的な役割を担う林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を図ります。

森林整備の推進や素材生産量の増大を図るため、林業への新規参入の促進や、みえ森林・林業アカデミー等による人材育成を通じて、事業体の育成・確保を図ります。

【令和3年度の取組】

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき事業主が樹立する、労働環境の改善や事業の合理化等を図るために「改善計画」について、新たに3事業体の認定を行いました。この結果、令和3年度末現在、49の事業体が知事による改善計画の認定を受けています。

【基本施策2－（3）】

県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進や林業の活性化につながることから、住宅建築をはじめ、暮らしの中のさまざまな場面で県産材が利用されるよう取組を進めます。

（1）県産材の需要拡大

県産無垢材の表面品質の高さや、尾鷲ヒノキ、波瀬地域のスギ等、県内のブランド材の魅力をアピールし、付加価値の高い製

品の販売展開を促進します。

また、木材の輸出を促進するため、中国、韓国、台湾等におけるニーズの的確な把握や、輸出用原木・製品の安定供給に向けた取組を促進します。

さらに、生産性の高い大型製材工場等の大ロットの需要にも安定的に原木を供給できる体制の整備を検討するとともに、公共工事における県産材の利用を促進します。

【令和3年度の取組】

「三重の木づかい条例」が令和3年4月1日に施行されたことを受けて、「公共建築物等木材利用促進法」に基づき平成22年に策定した「みえ公共建築物等木材利用方針」に、本条例に定められた項目を追加し、新たに、「みえ木材利用方針」として策定しました。

また、首都圏等において付加価値の高い県産材の販路拡大を図るため、首都圏の自治体や民間団体からの情報収集を行うとともに、木材関係団体と連携して、建築・建材関係の展示会等に出展（3回）し、県産材のPRを行いました。



ジャパンホームショー（東京ビッグサイト）

さらに、公共施設等に活用可能な、耐朽性能等を有する県産材を使用した新製品の開発に対する支援を行うとともに、展示効果の高い県有施設の木質化を行いました。

加えて、県の公共土木工事においても県産材利用を進め、治山、林道工事で1,927m³の県産材を使用しました。

(2) 信頼される県産材の供給の促進

木材の需要者に安心して使っていただけるよう、規格基準が明確な「三重の木」認証材やJAS材の普及による県産材の品質向上に努めます。

また、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」への対応等、県産材の合法性確保に向け、FSC等の認証制度の普及促進を図るなど、関係事業者への情報発信を進めるとともに、製材品を必要な時に必要な量だけ納品できる体制を構築して県産材の信頼性を向上させるなど、外材・県外産材から三重県産材への転換に向けた取組を促進します。

【令和3年度の取組】

品質・規格が明確な「三重の木」認証材等、良質な県産材の普及を促進するため、建築関係者や木材関係者が参加する研修会において、県内の木材製品の紹介を行いました。

(3) 住宅建設における木材利用の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、素材生産業者、製材業者、工務店、建築士等の川上から川下までの多様なネットワークやサプライチェーンを構築し、消費者ニーズにマッチした顔の見える家づくりを推進します。

また、今後の生産増加が見込まれる中・大径材を活用し、住宅等における無垢材の梁桁や内装材としての利用を促進します。

【令和3年度の取組】

住宅等における「三重の木」等の需要拡大を図るため、工務店、建築設計士と連携し、消費者に対して県産材を使用する意義等をPRするイベントを7回行いました。

また、県内の林業・木材・建築関係事業者等により設立された「三重県木材サプライチェーンマネジメント推進フォーラム」に参加し、マーケットインの考え方に基づく供給体制の構築に取り組みました。



県産材PRイベントの開催（亀山市）

(4) 中・大規模施設等の木材利用の促進

CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用もふまえ、公共施設や民間商業施設等の非住宅分野における木造・木質化を促進します。

また、建築基準法の改正や森林環境譲与税の導入を契機に都市域において公共施設等における木材利用が進むことが想定されることから、このような動きを見据え、事業者等と連携して発注者に対する働きかけを進めます。

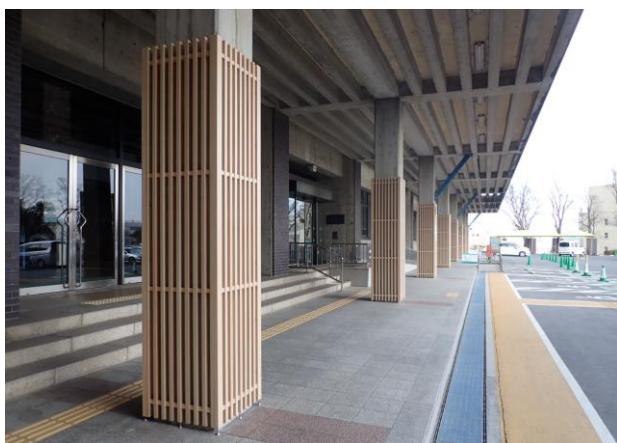
【令和3年度の取組】

中大規模建築物や非住宅建築物における木造・木質化の相談や提案ができる建築士を養成するため、県内の一級建築士を対象に、中大規模建築物の木造設計に必要な知識や技術を取得するための「三重県中大規模木造建築設計セミナー」を開催し、一級建築士6名が本講座を修了しました。あわせて、行政職員を対象に、公共建築物の木造・木質化に関する基礎的な知識を取得することを目的とした研修会を開催し、県内の10市町の職員のほか、県の営繕担当・木材利用担当職員が参加しました。

また、木造・木質化に向けた相談窓口を設置し、県内の公共建築物等における県産材の利用拡大に取り組みました。

公共建築物等における県産材の利用実績は、桑名警察署久米警察官駐在所（桑名市）や鳥羽阿児線面白公園トイレ（鳥羽市）等、

県が整備した28施設において116.9m³、さくら幼稚園(鈴鹿市)やJR加太駅舎(亀山市)等、市町などが整備した8施設において228.1m³となりました。



県庁軒柱の木質化（津市）



桑名警察署久米警察官駐在所（桑名市）

（5）持続的な木質バイオマス利用の推進

地域林業の活性化や森林保全につながる未利用間伐材等の有効活用を図るために、木質バイオマス発電や熱利用など、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。

また、効率的な木材の生産、収集・運搬の仕組みづくりを進め、地域活性化にも資する「木の駅プロジェクト」を推進するなど、木質バイオマスの地産地消を促進します。

【令和3年度の取組】

省内では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく認可を受けた木質バイオマス発電所が5基稼働しており、省内未利用間伐材等のエネルギー利用を進めています。

また、未利用の間伐材等を木質燃料等として有効活用するため、市町や森林組合、

NPO等と連携して木の駅プロジェクトの取組を推進しました。

その結果、令和3年度は、省内7地域の木の駅プロジェクトから、約4,300tの木材が出荷されました。

（6）新製品・新用途の研究・開発の促進

県産材の利用促進のため、スギ・ヒノキの中・大径材の有効活用や付加価値を高めるための技術開発に取り組みます。

また、省内の林業事業体や民間企業、自治体等からの要請に応えた研究・開発を行うとともに、その成果を速やかに公表し普及に努めます。

【令和3年度の取組】

林業研究所では、木材乾燥機を用いた柱材の乾燥期間短縮による乾燥コストの低減と、材色劣化や表面割れの少ない乾燥方法について取り組んでいます。

令和3年度は、スギ柱材の生産において、粗挽きの段階で切りしろを大きくとることにより、人工乾燥による材色劣化や表面割れなどの欠点を、仕上げの段階で除去することが可能か検討を行い、短時間で材質の良い柱材を生産する技術について検討を行いました。

この結果、心材と辺材の材色の違いや、初期含水率の高さ、乾燥の難しさなどから、切りしろを大きくとった柱材の生産については、スギ材ではあまり有効でないと考えられました。

これらの結果については、林業研究所のWebサイトで公開しています。



スギ材の試験状況

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標の達成状況】

| 指標 | 令和3年度目標 (2021年度) | 令和3年度実績 (2021年度) | 令和10年度目標 (2028年度) |
|----------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 森林文化・自然体験施設等の利用者数 | 1,520千人 | 1,232千人 | 1,613千人 |
| 森林環境教育支援市町数 | 17市町 | 13市町 | 29市町 |
| 地域に密着した森林環境教育・木育指導者数 | 160人・団体 | 152人・団体 | 300人・団体 |

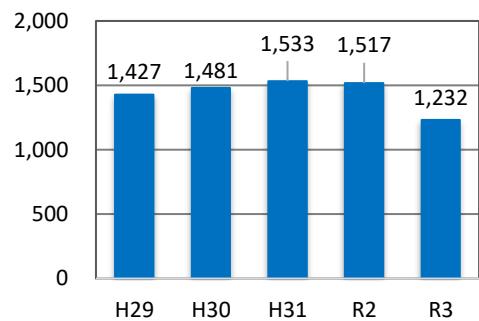
【令和3年度評価】

（1）森林文化・自然体験施設等の利用者数

令和3年度における「三重県民の森」や「上野森林公園」、「横山ビジターセンター」、「鳥羽ビジターセンター」等の、森林文化・自然体験施設等の利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、前年度から285千人減少し、1,232千人となりました。

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためには、森林や自然環境の大切さを学べる環境が必要であり、引き続き、安全で利用しやすい施設整備や、充実した森林教育プログラムの提供等に取り組んでいきます。

指標:森林文化・自然体験施設等の利用者数(単位:千人)



（2）森林環境教育支援市町数

令和3年度は、みえ森と緑の県民税を活用した市町交付金事業による学校や地域での森林環境教育の取組、また、未就学児や小学校低学年の児童を対象とした木育の取組等が各市町で実施され、森林教育に取り組んだ市町は、前年度からの増減はなく、13市町となりました。

今後も、市町における森林教育を促進するため、プログラムの提案や指導者のあっせん等、森林教育に取り組みやすい環境づくりを進めます。

（3）地域に密着した森林環境教育・木育指導者数

令和3年度末時点の「森のせんせい」登録者に、「みえ森づくりサポートセンター」で開催した指導者養成研修で養成した「森のせんせい候補生」を加えた結果、地域に密着した森林環境教育・木育指導者数は、前年度から5人・団体増加して152人・団体となりました。

今後も、森林環境教育・木育指導者養成講座のカリキュラムの充実を図るとともに、放課後児童クラブの指導員等、新たな主体が森林教育に取り組むよう働きかけを進めています。

III 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

【基本施策3－（1）】

森林文化の振興

県民の皆さんや地域を訪れる方々が、森林との豊かな関わりを持てるよう、森林や自然、森林文化の持つ魅力を生かした情報発信や観光誘客の取組等、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

（1）森林の文化的価値の保全及び活用

県内の伝統的な林業や森林文化の価値向上と情報発信力の強化を図るとともに、市町、団体等と連携し地域の魅力向上や活性化を促進します。

また、森林の恵みが豊かな川や海を育み、人の暮らしや食をはじめとする地域の文化を生み出す源流となっていること等、森林と人の営みに関する情報発信に努めます。

【令和3年度の取組】

令和3年度は、みえ森と緑の県民税を活用して、小中学生を対象とした「こども森の写真教室」を開催しました。また、「第8回みえの森フォトコンテスト」では、子ども達から326作品の応募があり、優秀作品については公共施設やショッピングセンター等、県内各地で展示を行いました。

（2）森林文化の体験と交流の促進

三重県が誇る美しい自然景観等の地域資源を活用した、自然体験等のエコツーリズムの取組、林業や田舎暮らし体験等のプログラムを充実させることで、県内外からの誘客を促進するとともに、地域の活力向上を図ります。

【令和3年度の取組】

「伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会」と連携し、新たな陸域での体験プログラム企画研修を行うとともに、地域で活動するツアーガイドの登録を開始し、登録ガイドの育成に取り組みました。

また、自然公園内の園地や自然歩道において、自然体験ツアーを10回開催しました。



自然体験ツアーの開催（鳥羽市）

（3）里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守りつつ、自然とのふれあい、活動の場として再生・活用していくため、地域住民やNPO等による保全活動を促進します。

【令和3年度の取組】

県では、自然環境保全団体等による地域の自然を守り育てる活動を促進するため、自然観察会等を行っている団体の活動を認証する「みんなで自然を守る活動認証制度」と、里山の管理作業等の活動を行っている団体の活動計画を認定する「里地里山保全活動計画認定制度」を設けており、令和3年度末現在、みんなで自然を守る活動認証団体数は7団体、里地里山保全活動計画認定団体数は42団体となっています。

令和3年度は、里山林の保全管理や森林資源の活用を行う活動団体を支援する森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を活用して、10の活動団体が15haの森林整備や竹林整備を実施しました。

また、暮らしに身近な森林づくりを推進するため、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、桑名市等、4市町で里山や竹林の整備が行われました。



里山再生・竹林整備推進事業（桑名市）

（4）森林文化の継承

伊勢神宮や熊野古道等、自然や森林と人の営みのつながりにまつわる文化の保全・継承に努めます。

木を活用する伝統産業等、「木の文化」の継承・復興に必要な、有用広葉樹種の育成及び安定供給の取組を促進します。

【令和3年度の取組】

令和3年度は、「公益社団法人 三重県緑化推進協会」による緑地等適正管理事業として、「日本樹木医会三重県支部」の協力を得て、市町等の要請に応じ、度会町長原のサクラ・モミジ等、17市町（24箇所）で、巨樹・古木や学校、公共広場等の樹木の健康診断や管理指導などを行いました。

【基本施策3－（2）】

森林環境教育・木育の振興

森林・林業に対する県民の理解と関心を深めるため、森林や木と気軽に触れあえる環境の整備や学習機会の提供、森林環境教育等の指導者の育成などを行います。

（1）森林環境教育・木育に関わる「人づくり」

県民の皆さんのが森林の公益的機能や木育への関心を高めるため、県内各地で開催されるイベントとの連携や各種メディアを活用した情報発信に努めます。

また、豊富な知識や技術を有した指導者のもとで森林環境教育・木育を推進してい

くため、育成した指導者に対するフォローアップや、指導者間のネットワークづくりを進めるとともに、地域で活躍する新たな指導者の育成に努めます。

【令和3年度の取組】

津市白山村の林業研究所内に設置したみえ森づくりサポートセンターにおいて、森林教育や森づくり活動に関する相談対応や森林教育活動のコーディネート、出前授業、指導者の育成（指導者養成講座の開催）等を行っており、令和3年度は森林教育の指導者を育成するための講座を11回開催するとともに、県内の小学校など15校で、森林教育の活動支援（出前授業）を行いました。

（2）森林環境教育・木育に関わる「場づくり」

県民の皆さんのが、気軽に森林・林業に触れ、学びや体験が行えるよう、市町や民間企業、関係団体等と連携協力して森林環境教育・木育の場の設置や確保を進めます。

また、森林環境教育・木育を受ける機会を増やすため、森林公园等を活用した体験活動の充実や放課後児童クラブ、幼稚園や保育園での森林環境教育・木育のプログラムの充実、森林や自然体験を重視した野外体験保育の取組の拡大に努めます。

【令和3年度の取組】

三重県民の森及び上野森林公园では、ボランティア「モリメイト」の協力を得ながら園内の森林の手入れ等を進めるとともに、令和3年度は、三重県民の森で65回、上野森林公园で82回の自然観察会等を開催したほか、各種研修会などの場として活用されました。

また、市町においても、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、四日市市等、13市町が教育文化施設に木製備品を導入するなど、森と人をつなぐ学びの場づくりに取り組みました。

さらに、森林や木、木材の魅力に触ることができる、森林教育に気軽にアクセスし

ていただける施設を「みえ森林教育ステーション」として認定する制度を開始し、津市、名張市、南伊勢町、熊野市、御浜町に所在する子育て支援センターなど6施設を認定しました。



「みえ森林教育ステーション」（南伊勢町）

（3）森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」

学校における森林環境教育・木育を推進していくため、みえ森づくりサポートセンターを核として関係機関と学習のコーディネートを進めるとともに、段階的な教育をサポートする取組を進めます。

また、森林環境教育・木育を通じて、地域の未来を担う人材を育成していくため、地域の課題や特徴を盛り込んだ教育活動の実践や、担い手の育成に結び付く教育活動の充実を図ります。

【令和3年度の取組】

これまで取り組んできた森林環境教育や木育を次のステージへと発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにしていくため、令和2年10月に策定した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、子どもから大人までさまざまな世代を対象に、森の大切さや木材利用の意義についての理解を深めることを目的として「森に集まれ！みえ森フェスタ2021」を11月20日に開催しました。

市町においては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、森林環境教育支

援事業（いなべ市）や森林環境教育・木育事業（玉城町）等、小学生や住民を対象とした森林・林業について学習や体験ができる取組が実施されました。



森林環境教育支援事業（いなべ市）



森林環境教育・木育事業（玉城町）

IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【数値目標の達成状況】

| 指標 | 令和3年度目標 (2021年度) | 令和3年度実績 (2021年度) | 令和10年度 (2028年度) |
|--------------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 森林づくり活動への参加団体数 | 117団体 | 117団体 | 124団体 |
| 新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数(累計) | 24者 | 30者 | 80者 |
| 三重の森林づくりへの関心度 | 36. 0% | 66. 3% | 50. 0% |

【令和3年度評価】

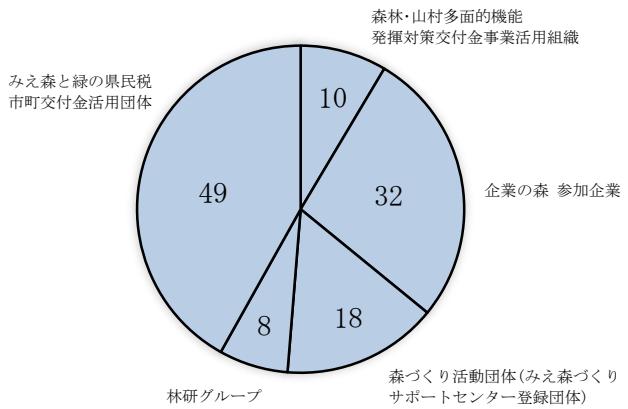
(1) 森林づくり活動への参加団体数

令和3年度は、県民による森林づくりを活性化するため、みえ森づくりサポートセンター登録団体や、みえ森と緑の県民税を活用する団体の活動を支援しました。

さらに、企業と森林所有者とのマッチングサポートによる「企業の森」活動の推進に取り組んだ結果、森林づくり活動への参加団体数は、117団体となりました。

今後も、森林づくりを社会全体で支えていくため、森林ボランティア等への必要な情報提供・技術支援を実施するなど、多様な主体による森林づくりを支援していきます。

指標：森林づくり活動への参加団体数



(2) 新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数

観光業界や飲食店等に働きかけを行ったところ、新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数が7者増加し、令和3年度末時点では30者となりました。

今後も、民間事業者等による県産材の積極的な利用を通じて、県内全域に「木づかい」を広げていきます。

(3) 三重の森林づくりへの関心度

三重の森林づくりへの関心度について、アンケート調査を行ったところ、目標値を大きく上回る66.3%の方が「関心がある」と回答しました（令和2年度実績値は65.5%）。引き続き、県の行う森林・林業施策への関心を高め、県民の意識醸成に向けた取組を進めていきます。

IV 基本方針4 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

【基本施策4－（1）】

県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体による森林づくりが促進される環境を整備します。

（1）森林づくり活動への県民参加の促進

森づくり活動団体や地域住民による森林整備を促進するため、みえ森づくりサポートセンターを核として、基礎的な技術研修や活動に必要な情報提供等を進めます。

また、企業の森活動のより一層の充実を図るため、企業関係者と地域住民や学校との交流促進等、活動の幅を広げるための支援を行います。

<「企業の森」の実績>

| 区分 | 企業名(活動地) | 面積(ha) |
|--------|---|--------|
| 平成18年度 | シャープ(株)三重工場(多気町),株百五銀行(津市),トヨタ車体(株)(いなべ市),プリマハム(株)(伊賀市) | 12.2 |
| 平成19年度 | 全労済三重県本部(津市),損害保険ジャパン日本興亜(株)(津市),ネッツトヨタ三重(株)(松阪市),シャープ(株)亀山工場ほか(亀山市),株LIXIL(伊賀市) | 12.9 |
| 平成20年度 | (株)百五銀行(津市),三重中央開発(株)(伊賀市),北越紀州製紙(株)紀州工場(熊野市),四日市西ライオンズクラブ(菰野町),エレコム(株)(尾鷲市) | 31.4 |
| 平成21年度 | 三菱重工業(株)冷熱事業本部(紀北町)、住宅情報館(株)(松阪市)、JAバンク三重(津市、名張市) | 21.8 |
| 平成22年度 | 中部電力&NPO中部リサイクル運動市民の会(菰野町),住友理工(株)(松阪市),清水建設(株)(松阪市),NTN(株)桑名製作所(桑名市),津商工会議所(津市),株百五銀行(津市),横浜ゴム(株)三重工場(大紀町),NTT西日本(株)三重支店(津市) | 55.8 |
| 平成23年度 | (株)第三銀行(松阪市),エレコム(株)(志摩市) | 13.3 |
| 平成24年度 | (株)東芝(四日市市),ティ・エス・テック(株)鈴鹿工場(桑名市),トヨタ車体(株)(いなべ市),(株)百五銀行(伊勢市),生活協同組合コープみえ(津市) | 20.5 |
| 平成25年度 | JAバンク三重(津市) | 0.5 |
| 平成26年度 | 味の素AGF(株)(亀山市),東洋ゴム工業(株)桑名工場(東員町),(一財)セブンイレブン記念財団(津市),(株)エイチワン(亀山市),北越紀州製紙(株)紀州工場(紀宝町) | 25.1 |
| 平成27年度 | 楽天(株)(菰野町),JAバンク三重(大台町) | 3.3 |
| 平成28年度 | 東邦ガス(株)(大台町),本田技研工業(株)(亀山市) | 3.2 |
| 平成29年度 | トヨタ車体(株)(いなべ市),(株)コメダ(菰野町),JAバンク三重(菰野町),井村屋グループ(株)(津市) | 80.8 |
| 平成30年度 | (公財)イオン環境財団(松阪市),(株)百五銀行(多気町),(株)ホンダロジスティクス(菰野町),JAバンク三重(大紀町),(株)エイチワン(亀山市),(株)NTTドコモ東海支社(菰野町) | 16.6 |
| 令和元年度 | (株)宇城組(御浜町),北越コーポレーション(株)紀州工場(紀宝町) | 13.6 |
| 令和2年度 | 横浜ゴム(株)(度会町) | 2.7 |
| 令和3年度 | (株)鈴鹿(菰野町) | 4.5 |
| 計 | 57箇所 | 318.2 |

【令和3年度の取組】

森林づくりを社会全体で支えていくため、菰野町において、新たに1件の企業の森の協定が締結され、企業による森林整備が進められました。

また、みえ森づくりサポートセンターにおいて、森づくり活動団体からの相談に対応しました。

（2）緑化活動の促進

県民の緑を大切に思う心を育むため、緑化活動に取り組む団体と連携し、地域の緑を育む活動等を通じ、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

【令和3年度の取組】

令和3年度は、公益社団法人三重県緑化推進協会と連携して、「緑の募金活動」を実

施したほか、新聞や県広報等を活用し、緑化意識の啓発を図りました。

また、「公益財団法人 日本さくらの会」の助成事業を活用し、伊勢市等、県内2箇所に桜の苗木を計150本配布しました。

【基本施策4－（2）】

木づかいの促進

県民、企業等による県産材の積極的な利用が、三重の森林を守り、育てることにつながることから、「木に親しみ、ふれる」機会の拡大を図るとともに、県産材を利用する意義を積極的に発信し、社会全体で共有することで木づかいの促進を図ります。

（1）暮らしの中での木づかいの促進

家庭や子育てにおける木づかいを促進するため、木の良さを伝えるイベントの開催や情報発信を進めるとともに、県産の木製玩具や遊具等の活用を促進する取組を進めます。

【令和3年度の取組】

県民の皆さんに木にふれていただく機会を創出するため、県内で製作されている木製玩具を「ミエトイ」と位置付け、これらを体験できる場として、県内のイベント等に出展する「ミエトイ・キャラバン」を7回開催する計画でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施できたのは1回のみでした。

（2）多様な主体との連携による木づかいの促進

県民全体での木づかいを促進するため、PR効果の大きい企業等における木材利用に向けた提案や情報提供を行うなど、さまざまな支援を進めます。

【令和3年度の取組】

民間事業者による自発的な木づかいの取組を推進するため、県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を登録する『三重県「木づかい宣言」事業者登録

制度』を推進した結果、新たに7事業者が登録し、令和3年度末時点の登録者数は30事業者となりました。

＜三重県「木づかい宣言」登録事業者一覧＞

| 番号 | 登録日 | 事業者名 |
|----|----------|----------------------|
| 1 | H30.11.8 | ネットトヨタ三重株式会社 |
| 2 | R1.5.13 | 磯部わたかの温泉 風待ちの湯 福寿荘 |
| 3 | R1.8.2 | 有限会社 大村建設 |
| 4 | R1.11.20 | 株式会社ブルック |
| 5 | R1.11.20 | 深緑茶房 名古屋店 |
| 6 | R1.12.23 | 参代 きく水 |
| 7 | R1.12.24 | 鳥羽国際ホテル |
| 8 | R1.12.24 | NEMU RESORT |
| 9 | R1.12.27 | 井村屋株式会社 |
| 10 | R2.3.23 | 志摩クリエイターズオフィス |
| 11 | R2.4.8 | 三重テレビ放送株式会社 |
| 12 | R2.4.22 | マエダ社労士事務所 |
| 13 | R2.4.23 | 株式会社モビリティランド 鈴鹿サーキット |
| 14 | R2.7.13 | まるてん有限会社 かつおの天ばく |
| 15 | R2.7.19 | 一般社団法人志摩市観光協会 |
| 16 | R2.8.27 | 松坂城 月見やぐら |
| 17 | R2.9.7 | KANPAI ISESHIMA |
| 18 | R2.9.18 | 三重トヨペット株式会社 |
| 19 | R2.10.1 | 株式会社ライフ・テクノサービス |
| 20 | R2.10.30 | 株式会社コメダ |
| 21 | R2.11.5 | 株式会社 宮忠 |
| 22 | R2.11.13 | ミニストップ 松阪松ヶ崎駅前店 |
| 23 | R2.12.1 | 株式会社近鉄・都ホテルズ 志摩観光ホテル |
| 24 | R3.9.15 | お菓子のじかん RUCIEN |
| 25 | R3.9.16 | 味の素株式会社 東海事業所 |
| 26 | R3.9.17 | ヴィソンホテルマネジメント株式会社 |
| 27 | R3.11.1 | 株式会社カーザック kiond |
| 28 | R4.1.13 | トヨタカローラ三重株式会社 |
| 29 | R4.1.27 | 清水清三郎商店株式会社 |
| 30 | R4.3.18 | 新割烹 柚子 |



三重県「木づかい宣言」登録書 授与式

【基本施策 4－（3）】

三重のもりづくりの意識の醸成

県民の皆さんとの三重のもりづくりに対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画や積極的な木材利用につなげる取組を行います。

（1）三重のもりづくり月間の取組

森林づくりや木づかいの意義を県民で共有し、意識を醸成するための取組を、三重のもりづくり月間（毎年10月）を中心に進めます。

【令和3年度の取組】

令和3年度は、11月20日に三重県民の森にて県民参加の植樹祭を開催し、約100人が植樹活動に参加しました。

また、県内の木材関係事業者や建築関係事業者等との連携により、県民の皆さんに木づかいの意義を伝えるPRイベントを開催しました。



県民参加の植樹祭（三重県民の森）

V 重点プロジェクト

森林・林業を取り巻く課題等を考慮して計画期間前半の5年間で重点的に実施すべき施策を6つの「重点プロジェクト」と位置付け、プロジェクトごとに成果指標を設け、目標年次を令和元年度から起算して5年目の令和5（2023）年度として、その進捗管理を図ることとしています。

1 緑の循環プロジェクト

| 成果指標 | 皆伐後の更新率 |
|-------------|---------|
| 令和5年度(2023) | 100% |

【プロジェクトの概要】

森林の多面的機能を維持するためには、「木を植え、育て、収穫し、また植える」緑の循環のサイクルを確実なものとする必要があり、植栽本数や下刈り回数の見直しを行うほか、伐採と植栽等を一体的に行う一貫作業システムやコンテナ苗の導入など、新たな技術を普及して森林・林業経営のトータルコストの削減を進めつつ、ニホンジカによる食害対策等、的確な獣害対策を講じる必要があります。

このため、市町と連携し、伐採箇所について、衛星デジタル画像等を用いた伐採状況の確認や確実な更新に係る状況把握に努めるとともに、一貫作業システムやコンテナ苗等の導入、ＩＣＴ等を用いたニホンジカ捕獲のモデル実施と技術普及などを進めることとしています。

【令和3年度の取組と今後の方向性】

プロジェクトの成果指標である「皆伐後の更新率100%」の達成に向けて、みえ森と緑の県民税を活用した森林再生力強化対策事業において、森林所有者等が行う獣害防護柵の設置に対する支援の強化に取り組みました。

これらの取組を継続的に実施することにより、皆伐地に植栽された苗木のニホンジカ等による食害の減少を図るとともに、伐

採及び伐採後の造林の届出制度の的確な運用等を促進し、皆伐箇所の確実な更新を図っていきます。

2 災害に強い森林づくりプロジェクト

| 成果指標 | 災害緩衝林整備事業実施数 (累計) |
|-------------|----------------------|
| 令和5年度(2023) | 150箇所 |

【プロジェクトの概要】

県では、みえ森と緑の県民税を活用し、崩壊土砂流出危険地区内の溪流沿いの一定幅の森林を「災害緩衝林」として整備することで、災害発生時の土砂や流木の流下を緩和軽減する機能を高めるほか、豪雨等によって流出する恐れのある異常に堆積した流木や土砂等の撤去を進めています。

しかしながら、全国的には豪雨災害による土砂や流木による被害が頻発しており、本県においても現在の取組を拡充・強化し、災害に強い森林づくりをより一層進め、災害への備えを高める必要があります。

このため、プロジェクトでは、災害緩衝林の整備及びその効果検証、流木捕捉式ダム等の設置を検討するとともに、流域全体の防災機能を強化するため、災害緩衝林整備区域の隣接地等で、崩壊による土砂流出の危険性が高い箇所で行う森林整備を進めることとしています。

【令和3年度の取組と今後の方向性】

プロジェクトの成果指標である「災害緩衝林整備事業実施数 累計150箇所」の達成に向けて、12市町、30カ所において、流木となる恐れのある危険木3,260m³の除去と、溪流沿いの山腹で、流木や土砂の流出を抑止するための調整伐130haを実施しました。

また、災害緩衝林整備事業の実施箇所周辺において、根系や下層植生の発達を促進する森林整備を実施するとともに、市町庁舎等におけるパネル展示やＨＰでの事業紹介などによって、災害に強い森林づくりの

取組をPRしました。

今後も、これらの取組を継続するとともに、航空レーザ測量の成果を活用して、優先的に整備するべき森林を抽出するなど、効率的な森林整備に取り組んでいきます。

3 次世代型森林情報活用プロジェクト

| 成果指標 | 航空レーザ測量面積(累計) |
|-------------|-------------------------------|
| 令和5年度(2023) | 1, 200km ² (12万ha) |

【プロジェクトの概要】

航空機から地上にレーザを照射して地上の状態を詳細に計測できる測量技術が開発され、これを森林資源情報把握に応用できることが明らかとなっていました。

この技術を活用し、森林資源や地形の詳細な情報を把握することで、計画的な森林経営や未整備森林の抽出、地形解析による災害の発生危険地評価等への応用が可能となっています。

このため、航空レーザ測量によって正確かつ詳細な森林資源情報を把握し、その解析結果を県の森林クラウドシステムに搭載することで、市町や林業事業体が正確かつ客観的なデータに基づいた効果的・効率的な森林整備を進めることを促進します。

【令和3年度の取組と今後の方向性】

プロジェクトの成果指標である「航空レーザ測量面積 累計1, 200km²」の達成に向けて、令和3年度末までに、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、大台町、伊賀市、名張市、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、尾鷲市の12市町において、1, 553km²の測量を実施しました。

また、航空レーザ測量の成果を効果的に活用していくため、森林経営管理制度に取り組む市町担当者や、林業関係事業者向けに研修会を開催しました。

今後も、県内全域でのデータ整備に向けて、航空レーザ測量及び解析を計画的に進めるとともに、解析結果の活用等に関する研修や森林クラウドシステムへの速やかな搭載を通じて、市町や林業事業体が得られ

た情報を有効に活用できるよう取り組んでいきます。

4 森林・林業を担う人づくりプロジェクト

| 成果指標 | みえ森林・林業アカデミー 受講者数(累計) |
|-------------|--------------------------|
| 令和5年度(2023) | 120人 |

【プロジェクトの概要】

平成29年3月に策定した「三重県林業人材育成方針」をふまえ、新たな視点や多様な経営感覚を持って森林・林業を取り巻く厳しい状況を開拓し、さらには、地域振興の核となる人材の育成を実現する新たな林業人材育成機関として、平成31年4月にみえ森林・林業アカデミーが本格開講しました。

アカデミーでは、林業に従事する方々が、その組織において果たすべき役割に応じた3つの育成コース(ディレクター、マネージャー、プレーヤー)を設定し、働きながら学ぶシステムを特徴としています。

また、森林経営管理法の制定等、森林・林業行政における市町の役割がますます重要なことから、市町職員の人材育成を支援します。

【令和3年度の取組と今後の方向性】

みえ森林・林業アカデミーの基本コースであるディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースには、県内外から新たに23名の方々が参加しました。

また、人家裏等の危険木を安全に伐採するための高度な技術を習得する特殊伐採講座等、ニーズに応じた専門性の高い技術を学ぶための選択講座には、延べ181名の方々が参加しました。

今後も引き続き、みえ森林・林業アカデミーの講座がより魅力的なものとなるようカリキュラムのブラッシュアップを図るとともに、充実した教育環境の実現に向け、新たな拠点となる施設の整備等に取り組んでいきます。

5 A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト

| 成果指標 | 競争力強化の取組数(累計) |
|-------------|---------------|
| 令和5年度(2023) | 5取組 |

【プロジェクトの概要】

本県では、平成30年3月に紀伊半島初となる大型合板工場が操業を開始するとともに、複数の木質バイオマス発電所が稼働するなど、合板用のB材や木質バイオマス燃料用のC材の大口かつ確実な需要が見込まれています。

これらB・C材は、主に木材の中で最も収益性の高い製材用等のA材に付随して生産されることから、B・C材を安定的に供給し、素材生産量を増大させるためには、A材の安定的な生産と流通が必要です。

このため、製材用原木と製材品を対象とし、これらの需要拡大に向けて意欲と能力のある素材生産業者や木材市場、製材事業者等が主体的かつ積極的に販路を開拓するとともに、事業者の競争力（品質、安定供給、営業力等）を強化するためのサプライチェーンの構築や人材育成を進めます。

【令和3年度の取組と今後の方向性】

県産材の需要拡大に向けて、公共建築物等に活用可能な耐久性能等を有する県産材を使用した新製品の開発2件に対して、支援を行いました。

今後も、こうした取組を継続するとともに、中大規模建築物における木材利用の拡大に向けた人材育成や新たなサプライチェーンの構築、海外の見本市におけるPR活動等に取り組み、A材の需要獲得につなげていきます。

6 森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト

| 成果指標 | みえ木育ステーション認定数(累計) |
|-------------|-------------------|
| 令和5年度(2023) | 29箇所 |

【プロジェクトの概要】

本県では、平成18年度から森林環境教育を、平成27年度からは木育を推進しており、平成28年度にはこれらの取組をより一層拡充するため、みえ森づくりサポートセンターを開設し、森のせんせいをはじめとする森林環境教育指導者の育成のほか、森林ボランティアの育成、木育イベント「ミエトイ・キャラバン」を展開しています。

このような取組を進める中、地域に密着した活動が必要となっているほか、野外体験保育や乳幼児期から木に触れる体験等の対象を未就学児にも広げて欲しいといった声や、木製遊具や玩具に常時触れ合える場所の設置を求める声が上がっています。

このため、県内の既存施設に森林環境教育の実践フィールドや常設型の木育体験施設を整備するとともに、整備された施設において森林環境教育・木育活動を展開するためのソフト面についてもサポートすることとしています。

なお、これまで取り組んできた森林環境教育・木育を次のステージへと発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにしていくため、令和2年10月に、みえ森林教育ビジョンを策定しました。

【令和3年度の取組と今後の方向性】

森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会の実現に向け、森林や木、木材の魅力に触ることができ、森林教育に気軽にアクセスしていただける施設をみえ森林教育ステーションとして認定する制度を令和3年度から開始しました。

県の施設では、三重県民の森の自然学習展示館を改修し、三重県産のスギ・ヒノキを使用した木質空間・木製複合遊具を整備しました。

市町の施設では、津市、名張市、熊野市、南伊勢町、御浜町の子育て関連の6施設を認定しました。認定に際して、6施設とも必要な物品の一部を支援するみえ森林教育ステーション整備支援事業を活用し、木製の遊具や玩具、森林や木に関する絵本などの整備を行っていただきました。

また、県民の皆さんに木に触れていただく機会を創出するため、ミエトイ・キャラバンの出展を1回実施しました。

今後も、これらの取組を継続し、より一層の制度の普及や周知を図るとともに、民間事業者へも普及の対象を拡大しながら、みえ森林教育ステーションの整備に取り組んでいきます。

參考資料

I 三重の森林づくり条例

平成十七年十月二十一日
三重県条例第八十三号

改正 令和三年三月二十三日
三重県条例第二十六号

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物を育み、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕（ひん）している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならぬ。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定

め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等：森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用：育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材：三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

（多面的機能の発揮）

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

（林業の持続的発展）

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることに鑑み、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

（森林文化及び森林教育の振興）

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに鑑み、その保全及び活用が図られなければならない。

（県民の参画）

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するこ

ろであることに鑑み、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。
- 3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

- 2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者（権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。）及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

第十条の二 県は、市町が三重のもりづくりにおいて重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）その他の森林及び林業に関する施策に係る法令の規定に基づく責務等を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、当該市町における三重のもりづくりに関する施策を策定し、及び実施することを求めるものとする。

- 2 県は、市町が実施する三重のもりづくりに関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(基本計画)

第十二条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(森林の整備及び保全)

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分（重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。）に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性に鑑み、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(担い手の育成及び確保)

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することに鑑み、建築、エネルギーその他多様な分野における県産材の利用を促進するため、県産材の認証制度の推進、県産材の適切な利用に係る知識等を有する人材の育成及び確保、事業者と連携した県産材の新用途の開拓その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産

材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することに鑑み、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことに鑑み、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参加する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

- 2 三重のもりづくり月間は、毎年十月とする。
- 3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
ただし、第二十条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成十七年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。
- 3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則（令和三年三月二十三日三重県条例 第二十六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（三重県民の森条例の一部改正）

- 2 三重県民の森条例（昭和五十五年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（三重県上野森林公園条例の一部改正）

- 3 三重県上野森林公園条例（平成十年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

II 用語説明

ア 行

● I C T

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称で、従来から使われている「IT (Information Technology)」とほぼ同義語だが、IT の概念をさらに一步進め、IT=情報技術に通信コミュニケーション（ネットワーク通信による情報・知識の共有）の重要性を加味した言葉。

●一貫作業

伐採と連続して地拵えを行った後、植栽を行う作業システムのこと。伐採時に使用した機械を使うなどして地拵えから苗木の運搬、植栽までの工程を省力化することで、全体としての育林作業コストの縮減が可能となる。

●意欲と能力のある林業経営者

森林經營管理法第2条第5項に規定する經營管理実施権の設定を受けることを希望し、県の公募に応募した民間事業者のうち、法第36条第2項に規定する要件に適合する者のこと。

●A材・B材・C材

A材は、建築用途の製材品の原料となる原木、B材は、合板等の原料となる原木、C材は、チップ等の原料となる原木のこと。

●エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、適切な管理に基づく資源の保護・保全につながっていくことをめざす考え方。

●N P O

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

カ 行

●階層構造

発達した森林で見られる、高木層、亜高木層、低木層、草本層、地表層（コケ層）、地中層といった垂直的な層構造のこと。

●環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。

●間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

搬出間伐：間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。

伐捨間伐：間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

●企業の森

企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。

●木の駅プロジェクト

林家等が自ら間伐等を行って、軽トラック等で木材集積所（木の駅）まで運び出した木材を地域通貨等でチップ原料や木質バイオマス燃料等として買い取る仕組み。森林整備と同時に、地域経済の活性化にもつながる点で注目されている。

●県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

●航空レーザ測量

航空機から地上にレーザを照射して地上の変化を詳細に計測できる測量技術のこと。

●高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。

【主な高性能林業機械】

フェラーバンチャ：樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

スキッダ：伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。

プロセッサ：伐採木の枝払い、玉切りと玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

ハーベスター：伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フォワーダ：玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

タワーヤーダ：架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。

スイングヤーダ：建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

●構造の豊かな森林

平成29年3月に策定した「三重県林業人材育成方針」で提唱した、次の4項目から成る森林のこと。

①人工林や天然林等の林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林等の樹種の異なる森林

②若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林

③高木や低木、下層植生等、垂直方向の階層構造が多様な森林

④これらが複合した多種多様で生物多様性の高い森林

●合板

薄く剥かれた単板（ベニヤ）を奇数層、纖維方向を90°ずらしながら交互に重ねて熱圧接着した木質ボードのこと。

●コンテナ苗

育成孔（キャビティ）の内側にリブ（縦筋状の突起）や細長いスリット（縦長の隙間）を設けるなどにより、水平方向の根巻きを防止するとともに、容器の底面を開けることで垂直方向に空気根切りができる容器（コンテナ）によって育成した、根鉢付きの苗のこと。

●再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

●里地里山

居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取、農業等さまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が維持・形成されてきた地域。樹林地、農地、湿地等により構成され、多様な野生動植物の生息・生育場所になっている。

●里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

●サプライチェーン

サプライは「供給」、チェーンは「連鎖」の意味。原木が、原料の段階から市場や製材所、工務店等を経て消費者に至るまでの全過程のつながりのこと。

●山地災害危険地区

林野庁が定める調査要領に基づき、地形や地質、植生状況等の条件により森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路等、保全対象への影響が大きいとして県が選定した地区のこと。

●G I S

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、さまざまな比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

●C L T

Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を並べた層を、板の繊維方向が層ごとに直交するよう重ねて接着した大判のパネルのこと。寸法安定性の高さや、厚みのある製品であることから高い断熱・遮音・耐火性を持ち、施工の速さや鉄筋コンクリート造等と比べて軽量なことも特徴。

●下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施。

●市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

●自伐型林業

自伐林家（自ら所有する森林を自らが整備する方で、専業のみならず兼業で林業に取り組む方も含む）のほか、自ら森林は所有していないが、他者から委託を受けて森林整備に取り組む森林ボランティアやNPO、林研グループ、自治会等、多様な主体が副業的に取り組む林業のこと。

●若齡林

若齡段階にある森林のこと。「若齡段階（樹冠閉鎖段階）」とは、高木性の樹種が優占して林冠が閉鎖し、個体間の競争が強くなって、下層植生が目立って少なくなる時期を言う。

●主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

●循環型林業

植林によって森林を造成し、利用期が来たら伐採して再び「造林→保育→伐採→造林・・・」を繰り返す皆伐型の林業のほか、択伐を繰り返し行い、伐採後の空間を利用して次世代の更新を促す非皆伐型の林業等、資源の循環を連鎖させる林業のこと。

●針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

●人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付け等により造成された針葉樹や広葉樹の森林。一般的には人工造林による森林を指すことが多い。

●森林環境税・森林環境譲与税

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、平成31年度税制改正において創設することとされた新たな税。森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額を、市町村及び都道府県に対して平成31年度から譲与することとされた。

●森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険等の業務を実施。

●森林経営管理法

平成30年5月に制定された法律。市町村が森林所有者に意向調査した上で森林所有者から経営管理を行うための権利（経営管理権）を取得し、自ら経営管理を行う、もしくはその管理を意欲と能力のある林業経営者に委ねる仕組み（新たな森林管理システム）の導入を柱とする。平成31年4月施行。

●森林経営計画制度

森林法に基づく制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、森林施策や作業路網、森林の保護に関する事項も含めた5年を一期とする計画を作成し、市町村長等の認定を受けるもの。

●森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者等による森林経営計画などがある。

●森林作業道

除間伐等の森林整備や集材を行うために作設される、主に林業機械（フォワーダ等）や2トン積程度のトラックの走行を想定した構造の道。

●森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐等、適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

●森林整備

森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

●森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

●森林施業の集約化

林業事業体等が隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

●森林施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもつた施業計画の作成の中核を担う人材。

●森林ゾーニング

森林を機能等に応じて区分すること。

三重県型森林ゾーニング：森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

●森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供等、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

●森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林がもつ機能。

●森林文化

森林と人間とのかかわりの中から形成された文化現象を対象とした概念。森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかかわり。

●森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民又は市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担う人。

●生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

●生物多様性

多くの生き物が、様々な環境にバランス良く生息している状態。生物そのものの豊かさで、豊かな生態系を築いている状態。

●早生樹

センダンやコウヨウザン等、早く大きく成長する樹種のこと。

●造林

人為的な方法で、目的に合わせた森林の造成を行うこと。

●素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

タ 行

●地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区分(158 計画区) に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定にあたっての指針となるもの。

●治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

●治山ダム

森林の維持・造成を図ることを目的に渓流に設置する構造物。渓床勾配を緩和して渓床や渓岸の侵食を防止したり、渓床に堆積した不安定土砂を固定することで下流への土砂流出を抑止したり、山腹斜面の崩壊を防止したりするはたらきがある。

●中間土場

複数の素材生産業者や森林組合が搬入してきた原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードで、山土場と出荷先の中間に設けられる。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする。仕分けによって、品質の均等な原木をまとめることができとなり、並材の直送や優良材の原木市場への出荷等、きめ細かな流通に対応できる。

●特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

ナ 行

●ナラ枯れ

体長5mm程度の甲虫であるカシノナガキクイムシが、ナラやカシ類等の幹に侵入して、ナラ菌を樹体内に持ち込むことにより、ナラやカシ類の樹木を枯死させる現象。

ハ 行

●保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

●保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

●本数調整伐

森林全体の健全な成長を図るため、育成单層林及び育成複層林の下木のうち不用な樹木を伐採するもの。これによって保残木の個体の成育を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、土壤緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

マ 行

●三重県「木づかい宣言」事業者登録制度

県産材を積極的かつ計画的に使用すること等を宣言した事業者や店舗等を「木づかい宣言」事業者

として県が登録し、広く県民に周知することによって、木づかい運動を推進する制度のこと。

●三重県水源地域の保全に関する条例

水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源の涵養機能の維持増進につなげることを目的として平成27年7月に制定した条例。水源地域内の土地の売買契約等を締結しようとするときに、30日前までの届出を求める「水源地域内の土地取引の事前届出制度」を柱としている。

●三重の木づかい条例

県民及び事業者の参加のもと、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化、そして県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現につなげていくことを目的として、令和3年4月に施行された条例。

●「三重の木」認証材

「三重の木」認証制度による認証を受けた製材品のこと。「三重の木」認証制度とは、木材が県産材（三重県内で育成された木材）であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

●みえ森づくりサポートセンター

学校や地域で実施される森林環境教育や木育、森づくり活動にかかる相談窓口等、総合的なサポートを行う拠点施設。平成28年度から県が運営。

●みえ森と緑の県民税

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために平成26年度から導入した県の独自課税。

●緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

●木質バイオマス

森林で生育した樹木のことで、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場等の残廃材、建築廃材などを含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

ヤ 行

●山土場

山元の伐採現場の近くに設ける、原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードのこと。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする場となる場合もあるが、中間土場と比較して面積は小さく、流通の拠点となる機能は劣る。

ラ 行

●林業事業体

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採等の林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

●林業生産活動

苗木の生産や造林等の森林を造成する育成活動、及び丸太やキノコ等の林産物を生産する採取活動

の総称。

●林業のスマート化（スマート林業）

レーザ計測技術やICT等の先端技術、安全で高効率な自動化機械を林業に導入し、森林管理の効率化や生産性の向上、労働安全の確保を図ること。

●林地開発許可制度

森林の適正な利用を確保するため、1haを超える森林の開発行為を行う場合は知事の許可が必要と定めた森林法上の制度。

●老齢林

老齢段階にある森林のこと。50年生を越え、下層植生が徐々に豊かになる段階（成熟段階）を経て、優占する高木の中に衰退木、立ち枯れ木、倒木等が生じる時期を「老齢段階」と言う。

●路網

造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うために、国道や県道等の「公道」、一般車両の走行も想定した幹線となる「林道」、もっぱら林業用車両の走行を想定した「林業専用道」及びフォワーダ等の林業機械の走行を想定した「森林作業道」等を適切に組み合わせた道路ネットワーク。

**三重の森林づくり実施状況報告書
(令和3年度版)**

令和4年9月

**三重県農林水産部 森林・林業経営課
治山林道課
みどり共生推進課**

**〒514-8570 津市広明町13番地
TEL 059-224-2564
FAX 059-224-2070**